建築基準法改正と防火技術者の役割

　6月25日に昨年の建築基準法改正に基づく同施行令の改正条文が交付・施行されることになりました。これらのうちで防火関係として注目すべきは建築物の木造・木質化の促進のための規制の合理化と空き家増加への対策としての空き家の他の用途への転用の規制の合理化です。ここでは国土交通省の言い方に合わせ合理化と表現しましたがその内容の多くは緩和的傾向の強いものです。例えば今まで高さ13m、軒の高さ9mまたは延べ面積3,000㎡を超える建築物は主要構造部を耐火構造としなければならないとされており、これらの建物を木造とする場合は主要構造部の不燃材料での被覆が必須でしたが、今回の改正で、3階建以下または高さ16m以下の建築物は無条件で木造が可能となりそれを超える場合でも、「通常火災終了時間」までの間、当該火災により倒壊及び延焼しなければ、主要構造部を木造とすることも可能となりました。わかりやすく言えば柱や梁を木として被覆することなく作ることが4階建以上高さ16m以上の建物でも要求性能を満たすことで可能となったということです。また木造住宅の他の用途への転用の際にも、従来耐火建築物でないことから転用ができなかった特殊建築物の用途でも小規模であれば転用可能とし、就寝を伴う病院やホテルなどでも警報設備を設置すれば転用できることになりました。

　日本において、江戸時代までは大半の建築物は木造でしたが、たびたび街そのものが消失するというような大火に見舞われ、明治以降市街地においては建物の非木造化が協力に進められて火災に強い街が作られてきました。そういう中で木造建物を従来は規制されていた高さや規模で建築するには防火の点から十分な検討が必要なことは言うまでもありません。今回の改正では木も含めた耐火性能について性能設計の適用できる範囲が拡大しています。そのため防火技術者には仕様に関する知識だけでなく、間違いのない検証を実施し安全を確保する知見と能力が求められます。

また、木造住宅の転用に関しても、多種多様なそれぞれのケースについて火災安全性を見極め、新たな用途で使用する場合の法的要求はもちろんのこと、それに加えて火災安全確保には何が必要かを見極めていくことが重要になります。

このように、今回の法改正では我が国の建築物の火災安全性を確保していくうえで防火技術者の果たすべき役割が大幅に増えており、我々はそれに応えていくためにさらに努力していく必要があると思います。